

# 時危思校祖

—同志社とその商業高校のために—

森 地 正 平

(同志社連合父兄会代議員  
同志社商業高等学校父兄会長)



## 首題の出处

「時危クシテ校祖ヲ思ウ」

私如き分才でこんな厳めしい首題を掲げて何を聞き直つて物申そうとするか、と思われるであろう。他なし、同志社時報四十号三頁に一目でそれと解る、偉丈夫新島襄先生の雄渾な筆跡が写されてある。

題して「時危思偉人」と。私は何の遠慮もなく、この「偉人」の二字を「校祖」と換つた丈であるが、もしこれが新島先生を冒瀆する者とも思われる方はお叱りを乞う。ただちに若王子の墓地へお詫びに行くつもりである。

## 長い自己紹介

ここで、ちょっと自己紹介を兼ねて見得を切らせてもらおう。私は同志社マンではないが、三人のわが子の内一男一女を同志社商業高校に御世話になり、末っ子が今春卒業させてもらった父兄会員として前後六年間、私の受けた父兄としての同志社教育も自動的卒業と相成る。

その間、三期に涉り父兄会長、五期に及び同志社連合父兄会代議員をお受けし、それぞれその器でないことを自他共に許しながら、父兄会活動を通じて微力を同志社教育ならびに商業高校教育に協力奉仕させていただいた。お蔭様で私の少年の頃の憧憬でも

あつた同志社と新島先生の遺徳の一端にも触れることが出来、色々な機会に諸先生の謦咳を拜し、親しく御薫陶を賜わり得たことは光栄かつ感激である。この機会に厚く御礼を申し上げる。又本誌三十四号処載の富森幽香先生や秦理事長の御生誕地である近江の国水口村、現在の滋賀県水口町は、私の郷里甲賀町とは野洲川の清流を挟んで対岸に当り、秦理事長の御生家は今も残っており私の郷家から四軒の所、五十三次の旧東海道（現国道一号线は約五十米南）に面し、今思えば私は少年の頃、県立水口中学への通学に毎日そのお家の前を自転車で行ったなつかしい思い出の地である。そして現在、私の陋屋、それは本当に狭くてきたない家、から新町学舎の堂々たる塔屋が美しく聳えて指呼の間にある。

斯る次第で私は同志社が好きであり、同志社マンとは異なつた親近感と恩愛を持っている。丑年生まれの私の性分、牛誕たる自己紹介で恐縮である。



森地 正平氏

## 危機と貴重な商高

近頃何が最も重大な問題かといえば「教育」あるいは「学校教育」が挙げられるであろう。こんな専門的に大きなことに私如き者が口を出すことは笑止千万であるが、敢えて何か言わずにおれない。そこに教育の危機があり、大多数の私学と共に同志社にも危機がある。

私は同志社と、外にあっては京都府私立中学高等学校保護者会連合会の役員の一員として、わが子と共に子供の愛する母校のために述べたい。

同志社商業高等学校は、我が国に戦後大幅な学制改革が行なわれた昭和二十三年四月に、男女共学・商業課程の定時制高校として、経済的に恵まれない階層の勤労青少年に同志社教育の門戸を広く開放するために創設された。最盛期に生徒数六百数十名に達したこともあったが、その後漸減して現在では在校生は二百数名になった。しかし、この学校は現在京都府に数多くある定時制高校の中でも唯一の私学の定時制高校として、同志社が大きな犠牲を払っておられる貴重な存在であるが、一昨年の紛糾（商高共闘による三十八日間バリケード封鎖）の際、新聞でそれが知られ、「同志社にそんな学校あったのかい……？」とおっしゃる同志社の先生がおられた事実を聞いて、危うく動転しかけた私ではある。ここにも商高の危機、否同志社の危機が有りはしないか。

私は思う、現在は世の中、何も彼もが大きな曲がり角にきてい

る。多くのものが多様化し、変遷し、過渡期にあるが、定時制高校も全国的に大きな曲がり角にあり、わが商高も決してその埒外にあることは出来ない。無為無策裡に流れれば商高の命脈は將に旦夕の間に断たれるであろう。たとえ曲がり切ってもそこには更に厚い大きな壁がありそうだ。むしろ科学的な思索で創意を凝らし積極果敢に直進すべきである。教育事業の開拓である。そこには必ず新島精神が待っていて、稔多きものが有ると信ずる。

同志社内部において商高の廢校を云々する人のあることを耳にしてすでに数年になるが、理解に苦しむ。一般社会によく見られる企業の猛烈社員のような同志社人が今の同志社にはいないのだろうか。否、必ず居る。出でよ百周年までに、同志社の偉人。

商高の累積する赤字、生徒数の急減、学制改革の指標待ち、社会の要求の多寡等々、その他諸種の原因や理由によって消極的、退嬰的になれば最期である。同志社大学からその精神的学部でもある神学部を同日に論ずることは同志社の常識に反する暴言であろうか。私は先ほど、商高は貴重な存在であると述べたが、商高生の大部分は「勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民」——教基法第一条後半——である。すなわち新島先生の若き日の苦学力行された実践と同じである。ここには大学にも見られない、又岩倉や香里では当然見られない貴い独特の美風もある。その他同志社教育の真髄を窺うに他校では見られぬ貴重さも有る。

又新島先生は国家社会からの声や要望によって同志社を創立されたとは思わない。むしろその逆である。時の政府要人の熱心な

招聘を退け、自らの英知と先見の明、さらに積極果敢な実行力が同志社創立の原動力であったのではなからうか。何れにしる商高の新しいヴィジョンを打ち出すことは、実は直ちに同志社学園全体の新しいモデルケースにもなり、シミュレーターではなからうか。社会から要求されるような商高に持つて行くことを望んでやまない。

同志社創立百周年も目睫の間、新しい同志社のヴィジョンが打ち出されつつあると聞くとき、商高は同志社の栄光の下にありながら、今や重き十字架を背負い、榮暈として荒野を難行しつつあり、商高設立二十幾星霜、何だか等閑に付されたような気がする私は、矢張り同志社人ではないからであろうか。あるいは定時制の父兄としての僻みであろうか。

校祖新島先生にして今日なお御存命とすれば……。非力な商高父兄会の一員として、又その会長として私なりに泥くさい活動を経てきたが、望みが叶えられそうもないことに気付いていた私は、会長をお受けした三年間は、校祖の御命日と創立記念日には毎回生徒と共に若王子の早天祈祷会に参列、商高の安泰と、なし得可くんば発展を祈ったが、私の祈りは神に通じぬのであろうか。今はただ、そのたびに身にこたえた寒氣と霜雪が私には印象的である。どうも痴人の戯言になつたらしい。

### 干渉と父兄会活動

次に、私の父兄会活動六年間は商高はもとより、同志社の諸先



商業高等学校のある新町校地

生、校友、同窓会の方々には機会あるたびに格別の御指導に預かりながら、不徳の私、不謹慎な言動のあったことを陳謝し、釈明する。

父兄会活動においては、会長の立場と会員個人としての立場の二を混同されて誤解を生じやすいことがあり、父兄会あるいはPTAの常識的な軽い通念の中に時に誤りがあることがある。

PTAは「学校の人事その他管理には干渉してはならない」と言う先生や父兄が多いが、これは間違いである。ここでPTAという名前が出たから付け加えたい。同志社に限らず広く一般に、特に私学の場合、PTAの名称や理想的な規約を盛ったPTAは少ない。父兄会、育友会、父母の会、PTA、等々その他固有の名称を持ち、それぞれ個性があるのは周知のとおりであろう。以下PTAとして気付いた点を述べよう。厳密に「PTA」といえばなかなか大変な問題で、今日の曲がり角にあってちょっとむずかしい。何とも今は言えない。

「干渉してはならない」の件であるが、これは禁止事項ではなく、「しない」という自発的、かつ自肅的な意志表示であり、決して「してはならぬ」という強制的な意味でない。文部省昭和二十九年の小学校「父母と先生の会（PTA）」参考規約第五条の四項には、PTAは「学校の人事その他管理には干渉しない」という項目がある。そのためには学校当局がその管理運営についてPTAに依存しないことが前提である。右の文部省の参考規約は全国的に、広く国公立義務教育の学校で適宜に利用されているが、私学の特異性を考えれば、この参考規約を金科玉条と早合点

してはあまりに問題が大きい。まして私どもの商高父兄会は私学の高校で、しかも定時制であり、他校のPTAあるいは類似の会の感覚では通らないものが根本的にある。商高父兄会の規則は簡素なものであるが弾力性に富んでおり、拘束性がなく臨機応変活用性がある。従って役員個人プレイ、特に会長自身の個人プレイを戒めなければならない。又会員意識の昂揚や連帯感の強化等には欠く所もある。

私が会長をお受けした時は、恰も商高の非常時の直前であり、無気味な予感がしたので、私は初の総会に当たり学校当局に対し諒解を得ておいた。すなわち「予測される非常時に対処し、学校教育に真に協力するためには、おせっかいだ介入だといわれても、又学校から頼まれなくとも父兄または父兄会として耐え忍び難い時は積極的に干渉することがある。ただし善意と良識を以てする」という意味のことを宣言し、以後会合のたびにこれを繰り返し開明したつもりである。私のとったこの父兄会活動には、色々批判や異議があると思うが、何事にも例外は有り、ことに非常の時は非常の措置が必要であり、規約や規則だけではかえって自縄自縛で動きの取れぬ結果になる恐れもある。結局よかつたと思う。

なお、参考までに付け加えるが、文部省の参考規約とは昭和二十九年二月四日PTA審議会決定の参考資料で同年中に文部省が発表したもの、正式の名称は、小学校「父母と先生の会」(PTA)参考規約および細則という。その内容は十四章四十二条になる詳密なもので、各単位PTAで規約を検討する場合の参考資料

として出された。

### 父兄会屋から教育学教養へ

昭和四十四年度は全国的に高校紛争の年であった。同志社においては、前述のとおり商高紛争が起こり、私の生涯忘れ得ぬ体験の一つとなる。ここで改めて評述することは避けたいが、ただ会議会合、懇談会等に明け暮れた気がする。教職員も生徒も父兄も、何しろ学校が封鎖中は使えないので会場に困った。特に父兄会は、この年は総会だけで六回、役員会や委員会あるいは熱心な有志の集まりや懇談等もめて二十回という記録になった。その他役員は連合父兄会にも色々な用件も出てくる。しかし、この時ほど連合父兄会の存在価値を痛感したことはない。同時に父兄として「教育の権利と義務」を自覚したことは不幸中の幸いであり、大きな収穫であった。危うく「父兄会屋」になりかねない所で、それ以後私は生意気にも教育や学校教育等の書物を読むようになり、私は柄にもなくこの方面の知識を持つことに興味を覚えた。

### 父兄の教育権

教育の専門職である先生方は「親の教育権」についても充分の御認識をお持ちと思うが、父兄会の色々の会合に出て痛感したことは、父兄会では役員でも親の教育権については正しい理解と認識をお持ちでない方が多いように見受ける。しかし、同志社連合父兄会では流石に心強いものがある。私の知っている範囲ではべ

ストである。構成員のほとんどが同志社OBだからでもあるが、第一気分が清潔であるのが私にとって有難い。余談だが、府の私立中高保連の場合は大分違っている。こちらは私学の公費助成運動が活動の重点になっているが、府下私立高校三十六、中学二十一からの会長で構成されているから京都府全域の大体の様子が解って参考になる。しかし、ここでは親の教育権から発する公費助成運動に今一步の感がある。今後の課題であろう。横道にそれだが、親の教育権と大きく出たが、一般に教育権といっても、受ける権利と授ける権利に分かれるので問題があるらしい。世上、特に専門家の間で教育論争が花々しく出たから約十年にもなつて今だに結着がつかぬまま死去された有名な先生もある(宗像・伊藤論争)。立場や主義により主張を曲げにくいらしい。まして私のような素人がこんな問題を扱うことかどうかと思つたがこれも教育の危機だからではなからうか。

いまや生涯教育と全人教育の時代になった。親だけではない。国民挙つて教育に強く正しい関心を持たねばならない。そのためまず誰にでも解る教育権の学習手引が出ないだらうか。「教育の原点にかえれ」とよく聞くが、まず世の親たち、国民全体が、ニコヨンから大臣に至るまで教育権を正しく理解しない限り、人間造りは出来ないと思う。

それでは親の教育権とは何か。私はむしろ教育義務といいたい。権利と義務は表裏一体であるから義務を強調して権利を主張した方が穏やかに見える。利欲や権利ということになると我田引水的になりやすいが、私はそんな気持でまず私自身の教育権につ

いて色々調べる中に、国も学校も教師も学生生徒やその父母にも公平に権利を行きわたらせることは困難になつたが、我田引水か、親たる父兄が持つ教育権が最も強大なものと信ずるようになった。私が時々盲人蛇的な暴言が出るのはこんなところにもある。わかつていただければ有難いが。

だから教育と学習はまず親自身からであり、次いで胎教から墓場までである。そのために、誰でもが知っており、また知らねばならぬことを書き出して置く。

一、憲法第二十六条(教育を受ける権利)

二、民法第八百二十条(親権の効力) 親権を行う者は子の

監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

三、教育基本法第三条(教育の機会均等)

四、人権に関する世界宣言第二十六条の ⑧ 親はその子に与えられる教育の種類を選択する優先的権利を有する。

五、教師の倫理綱領の ⑤ 教師は親達と共に社会の頹廢とたたかい新しい文化をつくる。

稿を終えて戸外に出で、走りの梅雨に当りながら深呼吸。タバコに火をつける。新町学舎のドームの四角い皿形の屋根が音もなく雨を受けている。おいしくて美しく、そして潤いがある。

(一九七一年六月二日)

# 新島襄と理事功程 (二)

——明治初期の教育制度史からの試論——

駒 井 四 郎



## 二、田中不二麿と学制改革

木戸、田中と新島襄

前号で述べたように、岩倉特命全權大使一行の欧米訪問中に制定された明治五年の学制は、学制に対する海外の反響、あるいは欧米教育制度視察中の大使一行よりの批判、さらに高踏的学制が実施段階において直面した幾多の困難によって、早晚改革されざるを得ない運命にあった。したがって大使一行が帰国してより後は、学制の高踏的急進主義は、現実合った漸新主義に切り替えられて行くのであるが、その中心の推進役を果たしたのが田中文字部大輔であり、それを背後から支援したのが木戸参議であった。

さて、学制の修正は学制二編という形で次々と行なわれるが、学制の立て役者ともいうべき大木文部郷が明治六年四月十九日参議に昇任したあと、文部郷は空席のまますえおかれ、省務をとったのは田中であり、木戸が文部郷を兼ねたのは、大木の去ったあと約十ヶ月であったし、その木戸も四ヶ月の後には文部省を去り、再び省務は田中にゆだねられたのであった。かくして明治五年学制の改革の中心的役割を果たした田中文字部大輔、それを背後から支援した木戸参議が、大使一行の中でも特に新島襄と親交が深かったという歴史の巡り合わせは、わが国の明治初期における教育制度史の変遷を理解する重要な鍵であり、それはまた京都での同志社設立とも深い係わり合いをもつものである。

木戸孝允がワシントン府アーリントン・ホテルにおいて、新島襄

と面会したのは明治五年三月二十一日であったが、その日の木戸の日記には「今日西島（新島の誤り）始めて面会す。同人は七八年前の学業に志し、脱して此国に至る。当時已に大学校を經、此度文部の事にも着実に尽力せり。頼むべきの一友なり」<sup>⑧</sup>と。また明治五年五月三日恩師シーリー博士の紹介状を木戸に依頼する書面にて「前略御免下さるべく候。扱て、私共過日文部理事の爲め、アーモストと申す所へ罷越し候処、はからずも私の舊知己シーレと申すアーモスト大学校の教師、私共を彼の宅へ招き好遇されしのみならず、先生の周旋を蒙り、理事の儀も甚だ都合よろしく相済み候。且つ彼地には御従弟来原君も御留学成され、殊の外先生の御世話に相成り候様承り候。扱て、此先生来夏には印度に事務これ有り、同地へ越し候に付、日本国も一覽せんと企あり。依て田中文部大丞より大木文部郷へ添書差遣し候。尚ほ当人申候は尊公より然るべき向へ一通の御添翰下され候はゞ、別して幸甚の趣申出で候間、……」<sup>⑨</sup>と述べているが、この書面における「理事の儀」とは田中文部理事官に随行する件であり、「従弟来原君」とは来原彦太郎に嫁した、木戸の実妹春の長男彦太郎のことであり、新島と木戸の關係を知る参考になるであろう。

また田中不二麿に関しては、明治五年四月一日付の父民治宛の手紙にて「……扱て、今度日本よりの使節亜国へ御到着後、森少弁務使の御頼みにて、合衆国の都華盛頓迄で官費を得て罷出で候て、田中文部大丞と色々教育の儀に付、議論仕候処、田中公と大に議論も合ひ、相談にもなるべき人と見込み候故、先づ此度は田中公と同道し、欧羅巴へ参り、各国に於ける教育の仕方を穿鑿致すべしと決心

仕候。……」<sup>⑩</sup>と記しているが、さらに田中のことに關しては、欧米の教育事情視察の途路より、父民治宛の手紙の中に再三述べられているのである。

新島襄が明治七年十一月二十六日帰国後、同志社設立のために奔走したときに、要路の人々に新島を紹介し、設立を背後から援助したのは木戸孝允であった。同志社設立の始末には「……明治七年の末始て本邦に帰着し日夜学校設立を計畫してありしが、八年一月大阪に於て偶々内閣顧問木戸孝允公に謁し、乃ち公に向つて真正教育の要理を説き、併せて平生の宿志を吐露せしに、公深く之を稱賛せられ、加ふるに公は曾て在米の日より襄と相識るを以て、専ら政府の間に周旋し、襄が志を貫徹するに務め賜へり」<sup>⑪</sup>と述べている。すなわち、新島襄が最初大阪に学校を設立したいと考えた時に大阪府知事渡辺昇に襄を紹介し、大阪の富豪磯野小右衛門を説得して相当の大金を約束せしめたのは木戸孝允であった。しかしキリスト教に反対であった渡辺知事の抵抗にあつて大阪での設置が失敗に終ると、長州出身で木戸の配下であつた京都府知事榎村正直に、木戸は新島を紹介したのであつた。そして京都における同志社設立に同志として新島襄を助けた山本寛馬は、榎村知事の斡旋によるものであつた。同志社は新島襄が木戸の知遇を得たことによつて、設立されたといつても過言でなからう。

さて新島襄と田中不二麿の關係については、すでに述べたように襄が最初の出会ひにおいて「色々教育の儀に付、議論仕候処、田中公と大に議論も合ひ、相談にもなるべき人と見込み候」と記しているように、欧米の教育制度を寢食を共にしながら視察し、その間

に頒布された明治五年の学制問題をめぐって、日本の将来についてあるいは日本の教育について議論を戦わしたものと考えられる。新

島襄の人物と識見に田中が深く感銘したことは、視察旅行中に再三襄に文部省の官途に就くことを勧奨し、帰国後も能々京都に襄を訪ねて説得に努めたことよって明らかである。魚木忠一教授の「新島襄一人と思想」には、その模様を次の如くリアスティックに画いている。「田中不二麿は、欧米巡遊中にも幾度か新島を官途に就くべく誘うたことがあったが、明治八年の夏、能々京都に来て仕官のことを熱心に勧め、教育行政上の重要な地位を与えようと申出した。基督教々育の理想は、野にある一人人としてよりも政府の要路に立った方が有利に行なわれるのではないか、基督教的感化を広く国家全般に及ぼし得る見込みがある。かような趣旨を或は論じ、或は駁して、三日二晩に及んだ。今までの好意と此度の懇情とを思えば、物知らぬ子供の如く単純に拒絶する事は義理を知る男のとるべき道ではない。計画、奔走して居る基督教主義大学は前途遠慮であり、覚束ない現状である。慥に田中文部大輔の懇望は大きな誘惑であった。だが、新島は遂に心を乱さなかった。」<sup>⑧</sup>と。

新島と田中の心中には一脈相通するものがあつたが、田中は学制改革の問題を、襄はキリスト教主義大学の設立の野望を心にかたく誓っていたので、二人の間には越えることのできなない一線があつたのである。しかし、欧米教育制度の視察中に欧米の教育事情を實際に見聞し、新島襄と日本の教育について論ずる中において、田中不二麿は彼の学制改革の構想をかためて行ったものと考えられるのである。

## 学制改革への胎動

大木文部郷が中心となって制定した学政が、何故に高踏的になされたかという理由については、内外の二つの要因があげられている。すなわち、対内的要因としては、わが国が当時教育の振興によつて外国と対抗する国力の充実を早急に計る必要に迫られていたこと、対外的要因としては、西欧の教育制度を早急に導入することによつて、日本の近代化政策を海外に表明し、国際社会に進出せんとしたことであつた。

しかし、拙速的ともいえる学制は内外よりの批判を受け「万国学制ノ最善ナルモノ」と誇示した大木文部郷も、ついにその改革に着せざるを得ないことを知らされ、「予、已ニ学制ノ非ヲ知ル」「大ニ改革更新セサル不可」と表明せざるを得なかつた。<sup>⑨</sup>かくして学制改革の胎動は、大使一行が帰朝するや急速に強められたのであつた。

田中文部大輔は、理事功程の上奏文において「抑学制施設ノ緩急費用揮擯ノ方法人心奨励ノ手段等ニ於テハ地ニ随ヒ時ニ応シ適宜ノ措置ナカルヘカラス、伏テ希クハ其意ヲ取拾フ其事ヲ裨補スルニ庶幾ランカ」<sup>⑩</sup>と述べて、学制の高踏性と急進性を言外に批判しているのである。かくして田中文部大輔の帰朝後は、田中、木戸のコンビによつて学制の改革は、学制二編という追加の形で実施され、ついに明治十二年九月の「教育令」の制定に至るのである。

学制二編の第一次追加は、明治六年三月十八日文部省布達第三十号として公示された。それは海外留学生規則、神官僧侶学校ノ事、



新島 襄

学科卒業証書ノ事の三項から構成されている。その中において重要なものは、神官僧侶学校の件であった。明治五年の学制は中央集権的フランス方式を採用し、画一的教則および教育と宗教の分離を原則としていた。しかし、学制が規定した全国に八大学、二五六中学五三、七六〇小学を設置するという計画は、教師の不足、それに施設の財政問題等の壁につきあたって、その実行について非常な困難に当面したのである。大木が「大ニ改革更新セサル不可」「目的胸算已ニ熟セリ」といったのは、特に緊急を要する初等教育について、神官僧侶と神社の施設を活用することによって、学制の学校普及計画を曲がりなりにも充足せんとすることであった。その代償として神社の学校においては、一週四日間二時間以内の宗教教育を認めることとなった。これは明らかに教育と宗教の分離、画一的教則の遵守を規定した学制原則の重要な変更であった。そしてこの学制原則の改変の背景には、欧米の教育制度を視察した田中、木戸の意見の反映、さらには外交問題と関連したキリスト教教育の問題があったことは否定できないであろう。

画一的教育の問題については理事功程には「合衆国体ハ人民ノ意ニ從

テ政ヲナス者ナレハ務テ国民ノ知識ヲ開導シテ高尚ニ趣カシムルヲ以テ益其國体ヲ堅クスルノ基ト云フニ外ナラス、蓋シ学法ヲ設クルノ意タル嚴ク以テ迫ランヨリハ寧ロ寛ニシテ各自ヲ奮起セシムルニ如カス」<sup>⑧</sup>として、アメリカにおける自由主義教育の事情を報告している。また宗教教育の件については、欧米の事情を述べているがその中において「英国ニ下等小学ノ行ハレシハ千四百四十年ノ後ニアリ、当時各派ノ宗徒其管轄地内ニ教育ノ洽カラサルヲ察シ政府ニ請テ寺院附属ノ学校ヲ設ケ各其管下ノ童児ヲ教導ス、是ヲ小学校ノ權輿トス」<sup>⑨</sup>と述べて、宗教と教育についての欧米の状況を報告しているのである。

その後学制は、大木文部卿在任中第二次を加えて七十九章、退任後第三次、第四次を加えて二十五章と百四章が二編として追加され学制本文百九章を加えると大部のものになったのである。しかし、この学制二編による改革は、追加修正であり弥縫的であり、教育令によって抜本的に改革せざるを得なくなったのである。

### 三、教育令の制定へ

#### 田中の日本教育令案

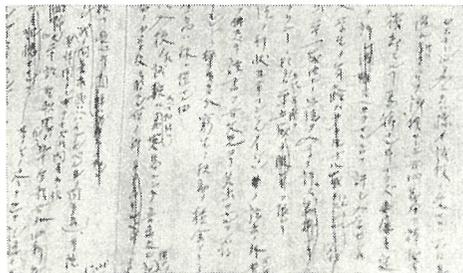
田中文部大輔が中心となり、木戸参議の支援によって進められた明治五年の学制の抜本的改革は、明治十一年五月十四日文部省によって「日本教育令案」として上奏された。田中の上奏文について井上久雄教授は「田中の上奏文は、学制が教育の近代化にはたした役割をたかく評価し、学制改革の理由については「往々加除訂正ヲ要

スヘキモノアリ」ときわめてひかえめである。しかし、学制改革の性格ないし方法が「株守ヲ用キス、措置時ニ随フ」や「目下ノ情況ニ照シ」「嘗テ実験セン所ヲ参シ」の数句の中に圧縮されていることを見のがしてはならない。目下の情況とは学制の施行における現地主義的な多様性と学制そのものの教育現実の遊離性、いわば学制の空転している景況を意味し、また、集権体制を緩和しようとしていた政情も反映していたと察せられる。……欧米教育の実地調査と学制施行五ヶ年の実績をふまえての立言は簡略ながら重味がある。翻約文によって拙速的にとりこんだ学制は、いまや、時に従って更生すべきである。ひかえめながら、このような自信が行間にあふれている。』⑩と述べて、田中の学制改革への意欲と自信を評価しているのである。

田中不二麿は、前に述べたように、九ヶ月余も新島襄と寝食を共にして、アメリカ、イギリス、フランス、ベルギー、ドイツ、オランダ、スイス、デンマーク、ロシアの教育制度をつぶさに見聞し、その当時の日本においては、彼は少なくとも欧米の教育事情に通ずる第一人者として自から任じていたのであった。そして、視察旅行中新島襄と日本の将来と日本の教育について論議することにおいて明治五年の学制の改革の構想を次第に固めていった事は疑えない事実として考えられるのである。そのことは田中が専制主義的なフランス教育方式を捨てて、アメリカの自由主義教育を学制改革の基本としたことにおいて知ることができよう。したがって田中は、西郷従道らが、明治九年二月アメリカ独立記念博覧会へ出向するのを機会に、みづから進んで彼が再びアメリカ教育制度を調査する為に、

木戸の斡旋を求め、同年四月下旬米國博覧會視察と教育事情調査の目的をもってアメリカに赴いたのであった。かくして田中が日本教育令案の起草にとりくんだのは、彼の帰国直後からであった。

さて、田中の日本教育令案が、学制の高踏主義と専制主義を排して、アメリカの教育制度における現実主義と自由主義を取り入れた背景には、新島襄との教育論議とその当時のわが国の一般思潮の影響があったことも考えられる。明治維新の新政とともに、種々の西洋思想も盛んに我国に導入されたのであるが、その中で思潮として大きな影響を及ぼしたのは、一方には福沢諭吉等によって唱えられた英米の功利的自由主義と、他方にはフランスの自由民権主義とが最も有力のものであった。明治六年の征韓論の衝突で、西郷隆盛と共に参議の職を去った副島種臣、後藤象二郎、板垣退助、江藤新平らは民選議員設立の建白書を提起し、同時に愛国党を組織して輿論を喚起せんとした。加藤弘之の如きは尚早論を唱え、まず教育を盛んにして国民の知識の向上を計るべきだとして極力之に反対した。当時内閣にあった木戸孝允は漸進的議員論者で、まず地方官会議を設けておもむろに民選議院を開くべしとして遂に明治十一年七月、



「理事功程」草稿文

新しい地方自治三法（府県会規則、地方税規則、地方官職）が成立したのであった。さらに板垣退助らは国会開設運動を展開して、自由民権論を提唱したのであったが、それは後の制定国会の開設を促すのに力があつたのである。

かくして教育制度についても、学制のフランス型専制方式から、アメリカ型自由方式へ移行する素地が醸成される気運にあつたことは事実であつた。これについて教育制度発達史は「従つて此自由思想が盛んであつた明治十二年に制定せられた教育令が其の影響を受けて自由解放的のものとなつたことは争ふべからざる事実である。特に当時文部省の主腦者であつた田中不二麿は囊は海外に航し、米

國に於ける自由主義の教育制度に感服して帰來したのであるから大に自由放任の制度を建てることを主張したのであつた。」<sup>⑧</sup>と述べているが、田中の自由主義教育の理想には、新島襄の自由主義教育の理念が大きく影響したことも事実であろう。新島襄は同志社大学設立の旨意において「思ふに日本帝國の大学は、悉く政府の手に於て設立せんとするに非ざる可し、吾人は豈に今日に於て傍觀坐視するを得んや、吾人は政府の手に於て設立したる大学の実に有益なるを疑はず、然れども人民の手に拠つて設立する大学の実に大なる感化を國民に及ぼすことを信ず、素より資金の高より云ひ、制度の完備したる所より云へば、私立は官立に比較し得可き者に非ざる可し、然れども其生徒の独自一己の氣象を發揮し、自治自立の人民を養成するに至つては、是れ私立大学特性の長所たるを信ぜずんば非ず」<sup>⑨</sup>と述べて、人民の手によつてなる自由主義教育の重要性を強調しているのである。

## 日本教育令案と新島襄

田中文部大輔の日本教育令案は、アメリカの自由主義教育制度を導入したことが基本となっているが、この十九項目全七十八章から成る日本教育令案の特徴は具体的には、何であつたであろうか。井上久雄教授の所論によると、第一は初等教育の普及、第二は社会教育および特種教育の振興、第三は道德教育の振興、第四は合意方式の採用とされている。<sup>⑩</sup>

### ① 初等教育の重視

日本教育令案は、教育段階の問題として、初等教育に重点を置いたのであるが、それは当時のわが国の社会的、経済的事情からして学制の急進主義を漸進主義に切りかえざるを得なかつたこともあるが、初等教育に重点を置く漸進主義は、アメリカ教育制度の段階主義を取り入れたともいえる。この点について理事功程には「合衆國建国ノ以前ハ各地ニテ学校建家ノ地所ヲ備ヘ或ハ教育費用ニ充ル為メ土地ヲ付与スル等ノ事アリテ一様ナラザリシガ建国以來ハ右等ノ地方ヲ統合シテ教育ノ給資ヲ支ヘ人々ヲ鼓舞シテ学問ノ道ニ勉励セシム方今其地方区域ノ巨ル処ヲ測量スルニ英吉利三島及ビ近傍ノ諸小島ヲ合併セルヨリ広く殆ント七千万「エークル」(一「エークル」我四反十八步ニ当ル)ニ過キタリ、斯クノ如キ莫大ナル地方ノ利益ニテ最初ハ小中ノ学校ヲ開キ逐次大学ヲ設ケ并ニ耕作器械ノ学校ヲモ管シタリ」<sup>⑪</sup>と述べて、教育制度がアメリカにおいては段階的に發展した事情を記している。

この日本教育令案の段階主義は、当時の我国の状況において妥当なものであったが、その反面において、今日問題になっている高等教育に対する政府の教育政策の貧困という問題の淵源をなしているともいえるのである。昭和四十五年一月に来日した経済開発協力機構 (Organization for Economic Co-operation and Development)

教育政策調査団の報告書は、わが国の教育体制の問題として、戦後の二十五年間において政府の高等教育政策の欠除していたことを指適している。すなわち、欧米に比較してわが国の高等教育の政策欠除による国立、公立、私立あるいはそれらの間における大学の階層性が今日の日本の教育全般をゆがめているし、政府の高等教育に対する財政支出の低さは、大学の量的発展のみを招来し、質的發展が等閑に付されていると批判しているのである。この点について新島襄は初等教育の重要性を認識していたことは事実であったが、彼の志向するところは大学教育にあったことは同志社設立の始末<sup>①</sup>に述べられている如くである。その意味において新島襄の教育理想は、田中よりも高く広かったと考えられる。

田中の日本教育令案は、学制二編にあった専門学校すなわち、外国語学校、獣医学校、商業学校、農業学校、工業学校、鉱山学校、諸芸学校、理学校、医学学校、法学校などの規定を全部削除し、ただ専門学校に関しては「専門学校ハ専門一科ノ學術ヲ教フル所ナリ、但農学校、工業学校、商業学校、外国語学校亦之ニ属ス」(第二章第五章)の一章を設けたにとどまり、高等教育に関する学制の規定は日本教育令案にはほとんどその姿を消したのである。<sup>②</sup>

## ② 社会教育および特殊教育の振興

日本教育令案の第二の特徴は、学制になかった社会教育および特殊教育の振興をとり上げたのである。これは初等教育の普及とならんで国民教育を重視したものであるといえる。そしてこの第二の特徴は、欧米の教育制度の視察から得た体験によるものであることは想像に難くないであろう。日本教育令案には、社会教育機関としての書籍館や博物館に関する規定および特殊教育機関として盲学校や聾哑学校さらに非行少年のための改善学校に関する規定をかかげている。

新島襄は、同志社設立の始末において「到る処の大小中小学より博物館、書籍館、盲哑院、幼稚院其他百工技芸の講習所、百種物産の製造所に到る迄概ね之を檢閲し、或は諸州の学士有名な人物に接見し、親しく其議論を聴くを得て大に悟る所あり、以為らく、蓋し北米文明の原因多端なりと雖も其能く制度文物を隆興せしめたる所以のものは要するに教化の力にして：」<sup>③</sup>と述べているように、田中も視察中に博物館、書籍館、盲哑院、幼稚院を訪問し、また社会教育、特殊教育についての識者の意見を聞くことによって認識を深めたものと考えられる。

理事功程の中にも欧米各国における社会教育および特殊教育の件について述べている。例えばアメリカにおける哑院、書庫<sup>④</sup>、フランスの成人学校、書庫、幼稚学校<sup>⑤</sup>、スイスにおける図書館及び博物館、<sup>⑥</sup>ドイツにおける幼児養育所および文庫社<sup>⑦</sup>等について記しているのである。

アメリカの唯院について理事功程に「当州知事教育局ノ同議ヲ以テ五歳乃至十歳ノ唯子ヲ集メ年限ヲ与ヘ公費ニテ從学セシムルモノアリ右唯院ハ總テ教育局ノ管轄ニシテ諸事皆同局ニヨリ指揮シ他ノ学校ノ如ク毎年其仔細ヲ記シ報告中ニ加ヘ生徒ノ多寡入費ノ多少教ヘ方ノ可否ヲ表スヘシ大小唯院教箇所アリト雖モノノサンプトンノ唯院ヲ以テ其翹楚トナセリ」と。また書庫については「毎都邑必ス一二ノ書庫ヲ備具ス其内必ス学室ヲ設ケ及ヒ規則ヲ定メ読者ノ便ニ供フ、右費用ハ分頭税ヲ以テ之ヲ収メシメ一ケ年大凡一弗ヲ超エス但シ増補或ハ新嘗等ノ事アリテ協議ノ節ハ五十「セント」ヲ限リ亦分頭税ヲ以テ之ヲ賦スヘシ、其他人民ノ盟社ニテ私ニ建立スルモノアリ州内公私ノ書庫ヲ数フルニ大小凡ノ三百余所アリト云フ」と述べている。

### ③ 道德教育の重視

この第三の特徴は、学制の主知主義的実学に対して、德行すなわち道德教育を強調するものである。日本教育令案は「愛国ノ主義」や「国家ノ福祉」などを各章にもり込み、教育における人間教育の必要なることを規定している。教育における德育の重視は、愛国の強調とともに田中と新島が視察旅行中に意見を戦わし、大いに共鳴するところがあったと考えられる。田中は彼の家の門柱に「慨世憂国の士、是より入るべし」と大書したと伝えられているが、新島裏も憂国の士であったことは明らかである。新島裏は、函館脱出後ベルリン船上において、一身及び国家の前途を考えて憂憤の情禁ずる能はず有名な五言詩を詠じて「…憂国還憂国、憤然不思身」と述べ

ている。

しかし新島裏の憂国は、キリスト教信仰によって深められ、練磨されたものであった。徳富蘇峰は「日本精神と新島精神」なる講演において「憂国は愛国に相違なきも、普通の愛国とは性質を異にす。是は名利の私心を超越して自我を国家の中に没入し、国我一体となりて国家の事を我身の事の如く感ずる貴き人物の心底に湧く最高の愛国心である。先生の胸中に火の如く燃ゆる愛国心は、理想のものなれば、博大なる人道主義とも又崇高なる敬神の道念とも融通一致して悖る所がない」。④と述べているが、その点田中の憂国とは内容において相異があったのである。日本教育令案の第六十一章には「生徒ヲシテ道德ノ性情ヲ涵養シ愛国ノ主義ヲ銘記セシムルハ特ニ教員ノ注意スヘキ者トス」とあるが、新島裏は同志社設立の始末において「斯くの如くにして同志社は設立したり、然れども其目的とする所は、独り普通の英学を教授するのみならず、其徳性を涵養し、其品行を高尙ならしめ、其精神を正大ならしめんことを勉め、独り技芸才能ある人物を教育するに止まらず、所謂の良心を手腕に運用するの人物を出さん事を勉めたりき」と述べているのである。

### ④ 合意方式の採用

第四の特徴は、教育会議の設置による合意方式の採用であり、それは国内における自由民権運動の勃興によって、専制主義を緩和せんとするもので、木戸孝允の尽力によって制定された地方自治三法（郡区町村編成法、府県会規則、地方税規則）と関連するものであ

る。そしてそれはまた欧米において行なわれていた教育合議制度をわが国に導入せんとするもので、日本教育令案第六十五章には「教育議會ハ教育国会教育府県会等ナリ、但教府県相合シテ議會ヲ開クモ妨ナシ」と述べている。これは学制における政府官僚の専斷的教育支配方式を改めんとするもので、田中の教育行政に対する開明的姿勢を示すものといえよう。

教育會議方式は、わが国においては戦後をはじめ採用されたのであったが、理事功程にはアメリカの麻沙朱色州教育規則を述べる中で「当州ハ知事及ビ次官ニテ教育局ノ主宰トナリ議員ノ協議ヲ以テ八人ノ官員ヲ選舉シ其局務ヲ管理セシム、但シ在職期限八年ヲ限リ任官ノ順序ニ随テ毎年一人宛新舊交代ス、其他疾病事項ニヨリ偶々欠員アルトキハ更ニ議院ト協議シ別ニ人選シテ其欠員ヲ補フ可シ」と記している。

## む す び

二回にわたって理事功程を背景としながら新島襄、田中不二磨、木戸孝允の關係を中心として、明治初期における教育制度の変遷をみて来たのであるが、新島襄が直接関係に及ぼした影響が大であったことは否定できないであろう。

しかし、田中不二磨呂と木戸孝允の提携と新島襄の教育理念の影響によって起草された日本教育令案は、その後の審議の経過において、大巾な修正が加えられ、前に述べた日本教育令案の特徴である社会教育、特種教育、道德教育及び教育會議の条項が削除され、明治十二年九月二十九日教育令として頒布されたのである。田中不二

磨が日本教育令案を上奏したのは明治十一年五月十四日であったから、成立までには一年半余もかかっている。そのことは法制局および元老院における審議が如何に難行したかを示すものであり、アメリカの教育制度を導入した自由主義教育に対する強い反撥があったのである。

教育令が頒布される直前、すなわち、九月十日に空席だった文部郷に急遽寺島宗則をあてたのも、文部大輔田中不二磨に対する宮中や元老院の強い風あたりを防ぎ、修正された教育令案を通過さす為であったともいわれている。田中は教育令頒布の後、まもなく、文部省から司法省に転出するが、その背景には日本教育令案の自由主義教育の問題と木戸の死亡によって、強力な田中の支持者を失ったことが原因していると考えられる。

田中と木戸を失ったあとの文部行政は、その後わが国が辿った明治維新の宿命ともいえる絶対主義的国家への道程とからみ合せて、再び官僚的専制主義に転向したことは誠に残念なことであったといえよう。学制改革の特徴を骨抜きにされた教育令であったが、なおそれは自由主義教育を鼓吹するものであり、宥和政策であるとの批判を受け、木戸の死亡によってその批判は田中に集中されたといつてもよいであろう。そのことは元田永孚が古稀之記に「明治五年以来、田中文部大輔カ米國教育法ニ拠リテ組織セシ学課ノ結果ヨリ此弊ヲ顕ハシタルナリト進講ノ次ニ御諭アラセラレ、誠ニ御明鑑ニアラセラレタリト賛成シ奉リタルナリ」<sup>⑩</sup>と述べていることにおいて明らかであろう。新島襄が田中文部大輔の官途への再三の懇請を退け堅持した自由主義教育とキリスト教主義教育の信念は、また時

代を洞察するものとして高く評価すべきであろう。

(大学宗教部長)

(註)

⑧ 同志社編、新島襄書簡集(岩波文庫)

(昭和三十九年二月)

八十四、八十五頁

⑨ 同

八十五頁

⑩ 同

八十一頁

⑪ 同志社、同志社設立の始末・同志社大学設立の旨意

(昭和三〇年四月版)

十、十一頁

⑫ 魚木忠一著、新島襄一人と思想

(昭和四〇年四月版)

九十七、九十八頁

⑬ 井上久雄著、近代日本教育法の成立

(昭和四十四年三月)

九頁

⑭ 文部省印行、理事功程

(明治一〇年六月再版、上奏文)

一、二頁

⑮ 同

一頁

⑯ 同

一五頁

⑰ 井上久雄著、近代日本教育法の成立

(昭和四十四年三月)

一四六頁

⑱ 教育史編纂会、明治以降教育制度発達史第二卷

同志社、同志社設立の始末・同志社大学設立の旨意

(昭和三〇年四月三版)

一三九頁  
十八、十九頁

⑳ 井上久雄著、近代日本教育法の成立 一四八―一五七頁

㉑ 文部省印行、理事功程 九頁

(明治一〇年六月再版)

㉒ 同志社、同志社設立の始末 三頁

「愈々帰朝の後は必ず一の大学を設立し、誠実の教育を施し、  
真正の教化を布き、以て社会の安全を鞏固ならしめ、以て我邦  
の運命を保ち……」

㉓ 井上久雄著、近代日本教育法の成立 一四八頁

㉔ 同志社、同志社設立の始末 一、二頁

㉕ 文部省印行、理事功程 三十四、三十五頁

㉖ 同 一八三、一八四、二三一頁

㉗ 同 八四四頁

㉘ 同 五七七、六一〇頁

㉙ 同志社校友会編、新島記念集

(昭和三十七年十一月) 二十九頁

㉚ 文部省印行、理事功程 十一頁

㉛ 井上久雄著、近代日本教育法の成立 二一九頁